

『100年永続企業』を作るために、 今押さえておくべき税金のいろは」セミナー

～「税制改正の積極的活用」の観点から～

資本金1億円以下の中小企業向けのセミナーです

■ セミナープログラム ■

1. 2020年度の税制改正

- ①中小企業も使える「グループ通算制度」
- ②ベンチャー投資税制
- ③消費税(金の売買による租税回避を抑制) 等

2. 過去の税制改正の中で是非使いたいもの

- ①従業員給与を増加した場合の税額控除
- ②投資促進税制(100%減価償却)
- ③固定資産税ゼロの税制
- ④中小企業こそ使うべき「研究開発税制」

3. 消費税インボイス制度への対応

2023年10月に導入されるインボイス制度。
その①対応、②留意点

4. 事業承継税制(納税猶予)

2018年に制定された特例納税猶予。
その①積極的に活用している事例、②猶予であることのネック

- 日 時 **2020年3月3日 火曜日**
13:00～16:00(開場:12:30)
- 場 所 **電気ビル共創館カンファレンスB(3F中会議室)**
福岡市中央区渡辺通2-1-82
- 定 員 **30名** ※定員になり次第締め切らせていただきます。

主催 **G・M税理士法人**

共催 **九電産業株式会社 保険部**
http://www.q3-hoken.jp/
〒810-0004
福岡市中央区渡辺通2-1-82
電気ビル北館4F

お問合せ先



TEL:0120-400-676 FAX:0120-111-410



講師

G・M税理士法人

G・M 税理士法人 代表社員 税理士 **もちつき のりお 望月 教生 氏**

【講師略歴】
1961年 大分県生まれ
1984年 京都大学経済学部卒業
1984年 日本興業銀行(現みずほ銀行)入行
融資業務の他に、デリバティブ業務等に従事し、関西国際空港(株)経営企画部企画課へ出向等。銀行には20年在籍。
2006年 福岡市博多区の税理士法人に入社、事業承継部を立ち上げ。
2018年4月 福岡市博多区にG・M税理士法人を設立。
専門分野は「事業承継」、「退職金にかかる税務」、「預金通帳で月次損益が翌月初に判る方法」等。

お問合せ:九電産業株式会社 保険部 TEL:0120-400-676 担当:天川(あまがわ)・水流(つる)
住 所:福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル北館4F

申込方法 **このまま切り取らずにFAX:0120-111-410へお送り下さい。 G・M 税理士法人**

※FAXは裏面側での発信、番号の誤発信が無いようご注意ください。 ※FAXでのお申込み後、弊社より、数日以内に案内状を封書にて郵送させていただきます。
ご案内状が届かない場合は、FAXでの受付が出来ていない可能性があります。お申込後、1週間以上経っても、ご案内状が届かない場合はお手数ですがご連絡下さい。

貴社名		従業員数	
住 所	〒	電話番号	
		携帯番号	
ご参加者名		役職名	
ご参加者名		役職名	

本参加申込書に記入いただいたお客様情報については、本セミナーと関連する情報提供に使用し、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他関係法令・ガイドライン等に従って取り扱います。